

## 会員の皆様へ

### 耐震診断の内容・石綿使用調査の内容等が盛り込まれた重要事項説明書を使用していますか?? 再度ご確認ください

宅地建物取引業法第 35 条に規定する重要事項説明については、近年、建築規制や土地利用規制に係る法令の改正や紛争事例の発生、消費者意識の高まりなど社会経済情勢の変化を受け、説明項目が大幅に増加しております。宅建ひろしまの 2007-NO.1 でも紹介致しましたように昨年度だけでも 4 項目の説明事項が追加されました。

現在、協会の様式は 2006 年 12 月作成（売買用・区分所有建物用）、2006 年 11 月作成（建物賃貸借用）と記載されたものが最新版となりますので、再度ご確認ください、新様式で重要事項説明をするようお願い致します。

### 下記の項目が追加されていない重要事項説明書を使用している場合は、業法違反になる恐れがあります！

業法改正	施行日	宅建ひろしま(NO)
●建物に係る石綿の使用の有無の調査の結果について 建物の耐震診断の結果について	平成18年4月24日	2006-NO.3
●建築物の耐震診断結果の報告等について	平成18年9月25日	2006-NO.10
●宅地造成等規制法等の一部を改正する法律 （「造成宅地防災区域」の追加）	平成18年9月30日	2006-NO.10
●「瑕疵担保を担保すべき責任に関する保証保険等の措置の内容」等に係る重要事項説明書、売買契約書追加について	平成18年12月20日	FAX で通知